

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	三鷹市
4. 届出番号	30
5. 独自利用事務の事例番号	57-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.mitaka.tokyo.jp/c_categories/index05003006.html

執行機関名 三鷹市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	ひとり親家庭の支援等に関する事務であって規則で定めるもの(三鷹市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成元年三鷹市条例第33号)によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務)
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		三鷹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成28年1月1日施行)別表第1の第12の項 ひとり親家庭の支援等に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法(昭和三十六年十一月二十九日法律第二百三十八号)第1条	三鷹市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の <u>生活の安定と自立の促進</u> に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて <u>児童の福祉の増進</u> を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を助成し、もつてひとり親家庭等の <u>保健の向上</u> に寄与するとともに、ひとり親家庭等の <u>福祉の増進</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		三鷹市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例 三鷹市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則(平成2年三鷹市規則第11号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号	三鷹市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第5条 三鷹市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第14条第1項及び第2項
②事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	医療証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ロ	三鷹市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第3条第2項第2号及び同項第3号 三鷹市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第9条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	手当支給児童に係る児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定又は同条第二項の費用の徴収に関する情報(同法第二十七条第一項第三号又は第二項の措置に係る部分に限る。)	当該申請に係る児童に係る児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定又は同条第二項の費用の徴収に関する情報(同法第二十七条第一項第三号又は第二項の措置に係る部分に限る。)
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ハ	三鷹市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第2条第1項 三鷹市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第3条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	手当支給児童に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	当該申請に係る児童に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ニ	三鷹市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第4条 三鷹市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第10条から第13条まで
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と生計を同じくする扶養義務者(当該者が養育者である場合は、当該者の生計を維持する扶養義務者。以下この条において同じ。)に係る道府県民税に関する情報	当該申請に係る対象者又は当該対象者の配偶者若しくは当該対象者と生計を同じくする扶養義務者(当該対象者が養育者である場合は、当該対象者の生計を維持する扶養義務者。以下この条において同じ。)に係る道府県民税に関する情報
特定個人情報4		

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ホ	三鷹市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第3条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求を行う者若しくは手当支給児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請に係る対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ト	三鷹市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第2条第1項 三鷹市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第3条
②情報提供者	厚生労働大臣又は都道府県知事	厚生労働大臣又は都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	当該請求を行う者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報	当該申請に係る対象者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 5 号	三鷹市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第8条第2項 三鷹市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第21条第2項
②事務の内容	児童扶養手当法施行規則第四条の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務	対象者の現況についての届出の受理、その届出に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 5 号 ロ	三鷹市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第8条第2項 三鷹市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第3条第2項第2号及び同項第3号 三鷹市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第9条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	現況届出児童に係る児童福祉法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置に関する情報	当該届出に係る児童に係る児童福祉法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 5 号 ハ	三鷹市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第8条第2項 三鷹市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第2条第1項 三鷹市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第3条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事

③提供を求める特定個人情報	現況届出児童に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	当該届出に係る児童に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 5 号ニ	三鷹市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第8条第2項 三鷹市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第4条 三鷹市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第10条から第13条まで
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と生計を同じくする扶養義務者に係る道府県民税に関する情報	当該届出に係る対象者又は当該対象者の配偶者若しくは当該対象者と生計を同じくする扶養義務者に係る道府県民税に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 5 号ホ	三鷹市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第8条第2項 三鷹市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第3条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該届出を行う者若しくは現況届出児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該届出に係る対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 5 号ト	三鷹市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第8条第2項 三鷹市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第2条第1項 三鷹市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第3条
②情報提供者	厚生労働大臣又は都道府県知事	厚生労働大臣又は都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	当該届出を行う者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報	当該届出に係る対象者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報
備考		